

2013年（平成25年）11月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

墓園事業に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2013年11月5日付けで諮問（第607号）された墓園事業に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると、認められる。
- (2) 条例第10条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

大庭台墓園は市民が永眠する神聖な場所として、総面積37.8ha、墓所総区画数27,618の墓園として昭和45年に共用開始した。平成5年に平面墓地の整備を終え、平成6年に貸付を終了するまでの間利用者には、広大な美しく明るい墓園として親しまれてきたが、将来の市民の墓地需要に対応するため、新たな墓園計画により対処する必要性があり、墓園内のシンボルゾーンである現在の場所に新形式墓地として、平成7年に鉄筋コンクリート造、地上1階、地下2階で、総床面積5,323㎡、墓所総計画数4,700基の立体墓地として完成した。

現在までの墓所の区画数は、地上1階及び地下1階部分をあわせて2,85

3区画で、その内2、685区画が使用されており、利用状況が94%を越えたため、今年度、新たに地下2階半面部分に747基の納骨壇を増設するに至ったものである。

立体墓地は構造上建物だが、三方に壁がない構造となっており、閉館後出入り口を施錠し管理しているが、墓所内に進入することは可能な状況である。また、壁がない三方側は法面地形で、その周囲は樹木に覆われている。このことから建物が完成した平成7年から、順次、納骨壇の増設工事を行なった平成18年の間までに、墓所区域（延床面積約3,060㎡）である地上1階から地下1階までと屋上部分に、立体墓地案内所職員による巡視だけでは管理が行き届かないところを補うため、7台の防犯カメラを設置し、墓参者の安全確保を図ってきた。

既設の防犯カメラ（当該施設において一定の場所に常設されるカメラで、画像表示等に必要な関連機器で構成されたものをいう。以下同じ。）は、開館時間（午前8時30分から午後5時まで。＊時期により時間帯が変わる場合がある。）の間、管理棟内(大庭台墓園管理事務所)及び立体墓地案内所に設置されているモニターからの画像で管理しており、窃盗、器物損壊、放火等の犯罪抑止及び墓参者の安全確保の観点から録画はせず監視のみに使用していた。

防犯カメラを設置することで、墓所使用者の祭祀財産を守り、新たに市民にいつでも貸付けることができるよう既設の納骨壇に破損等がないように管理してきたものである。

また、線香、ローソクの火を焚くことについては、出火、延焼の恐れが少ないことから定期的に立体墓地内を巡回し管理することで市消防局の許可を得ているが、近頃においては線香火付け器にて大量の新聞紙等を燃やして線香に火をつけることが多く見受けられるうえ、ライターが線香火付け器に捨てられていたことにより爆発するなど、墓参者に被害を及ぼす悪質な行為が起きている。その他お供え物が盗難にあうことも再三あり、立体墓地清掃職員が嫌疑をかけられるなどのトラブルも発生している状況である。

特に墓参者の安全確保を考えるうえで、墓参者が比較的少ない平日に高齢者の方がお一人でゆっくりと墓参されることが多い傾向にあるため、人目も少ないうえ巡視だけでは行き届かないところを見守りの観点から防犯カメラで補う必要がある。

今回の納骨壇増設が地下2階であることから、監視を一層強化する状況にあり、新たに防犯カメラを2台新設するとともに、既設ITVシステムがアナログ仕様のうえ経年劣化が著しいため、デジタル仕様に変更し、システムの全更新(全カメラの交換、案内所及び管理棟監視盤の改修)を行い、映像をハードディスクに保存することを計画している。

このことは、藤沢市個人情報保護に関する条例第10条第4項、第5項及び第18条のコンピュータ処理に該当することから、映像の保存について諮問を行うものであるが、既設の防犯カメラについては、諮問をしていなかったため、新設のものと併せて諮問をするものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラ画像データ収集の目的は、不審者の侵入による窃盗、器物損壊及び放火などの犯罪を防止すること及び墓参者の安全確保を図るために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

防犯カメラ画像データ

(3) 本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報は、防犯カメラ画像であり、当該画像データで確認される個人を照合によって人物を特定することが事実上困難であることから通知の送付先が特定できないため、本件にかかわる本人通知は省略するものである。なお、防犯カメラ撮影区域には防犯カメラを設置している旨の表示をし、周知を図る。

(4) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理をする必要性

防犯カメラの画像の保存の際の電磁的媒体としてはビデオテープもあるが、ビデオテープは一定期間保存されたのち反復して使用すると、消耗度が高く画像の劣化等長期的な保存は困難である。一方、ハードディスクは、その蓄積容量もビデオテープに比べ多く、長期的な使用においても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しも容易となる。このことから、防犯カメラの画像の保存については、ハードディスクを採用し、コンピュータ処理を行うものである。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

防犯カメラ画像データ

ウ 安全対策及び日常的な処理体制

安全対策としては、管理棟（大庭台墓園管理事務所）及び立体墓地案内所に録画機器を配置し、ワイヤー等により固定することで持ち出しを防止する。また、操作を行う際にはパスワードの設定がされており、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ管理取扱者以外には利用ができないよう利用者を制限する。

日常的な管理としては、藤沢市個人情報の保護に関する条例、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程及び藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉の定めるところに従い、適正に取り扱うこと、並びに「防犯カメラ運用基準」の定めに従い管理することとする。

なお、設置機器は保存期間7日間分の画像をハードディスクに保存し、順次上書きがされるようになっている。また、防犯カメラの画像の情報提供の際の検索・出力以外には、録画された画像は使用しない。

(5) 実施時期（予定年月日）

2014年3月17日

(6) 提出書類

ア 個人情報取扱事務届書

イ システム機器一覧

- ウ システム系統図
- エ システム設置箇所
- オ 藤沢市大庭台墓園立体墓地防犯カメラ運用基準

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

防犯カメラの設置については、平成7年に大庭台墓園に設置する時点で、条例第10条第4項及び第5項の個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について、当審議会の意見を聴くべきであった。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、防犯カメラ画像データ収集の目的は、不審者の侵入による窃盗、器物損壊及び放火などの犯罪を防止すること及び墓参者の安全確保を図るために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものであるとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

実施機関では、本人以外のものから収集する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、当該画像データで確認される個人を照合によって人物を特定することが事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないとしている。

なお、防犯カメラ撮影区域には防犯カメラを設置している旨の表示をし、周知を図るとのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、防犯カメラの画像の保存にあたり、ハードディスクはビデオテープに比べ画像の蓄積容量も多く、長期的な使用においても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しも容易であることから、ハードディスクによるコンピュータ処理を行うとしている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策及び日常的な処理体制

実施機関では、次のような安全対策の措置を講じるとしている。

(ア) 管理棟（大庭台墓園管理事務所）及び立体墓地案内所に録画機器を配置し、ワイヤー等により固定することで持ち出しを防止する。管理等地

下2階中央管理室に配置し、ねじ等により固定することで持ち出しを防止する。

- (イ) 操作を行う際にはパスワードの設定がされており、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ管理取扱者以外には利用ができないよう利用者を制限する。
- (ウ) 日常的な管理としては、藤沢市個人情報の保護に関する条例、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程及び藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉の定めるところに従い、適正に取り扱うこと、並びに「防犯カメラ運用基準」の定めに従い管理することとする。
- (エ) 設置機器は保存期間7日間分の画像をハードディスクに保存し、順次上書きがされるようになっている。また、防犯カメラの画像の情報提供の際の検索・出力以外には、録画された画像は使用しない。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上